記者発表資料

令和３年２月２６日
山形河川国道事務所
山　　形　　県
山形県建設業協会

『４月から”毎月第二土曜日は週休二日促進 DAY”山形県内の公共工事！』

～ 働き方改革 週休二日制普及促進キャンペーン ～

建設業における週休二日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速させるため、山形県内の行政機関並びに建設業界団体が協働で公共工事を一斉に休む日『週休二日制普及促進 DAY』を　**４月より「毎月第二土曜日」**に設定し取り組みます。

建設業は、県内の社会資本の整備、維持管理のみならず、災害時の対応、除雪など社会の基盤を支える重要な役割を果たすとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、国民の安定的な生活の確保のため、事業継続が要請されています。

山形県内にも大きな被害をもたらした「令和２年７月豪雨」においても、道路や河川をはじめとした公共インフラの管理を２４時間体制で行うとともに、災害が発生した箇所の応急対応等にあたっています。

こうした役割を担っている建設業では、令和 6 年 4 月 1 日より時間外労働の上限規制が適用され、週休二日制の導入が必要となっていますが、多くの企業では４週６休制等を採用し、週休二日制の導入が遅れています。

建設業が、今後も社会の基盤を支え、国民の安定的な生活を確保する事業を継続していくためには、建設業を担う若年層や女性の入職を促進する週休二日制の導入等建設業の魅力を高める働きやすい職場環境づくりが急務となっています。

このような背景から、令和 3 年度は、山形県内の行政機関並びに建設業界団体が協働し、公共工事を一斉に休む日『週休二日制普及促進 DAY』の設定を令和 2 年度の年間 3 日から年間 12 日（毎月の第二土曜日）に強化し、希望と魅力ある建設業実現に向け、現場へのポスター掲示等の啓発の取組みを行います（災害の緊急工事等工程上やむを得ない場合を除きます）。

建設業に携わる関係者が一丸となって、県内の建設業の働き方改革の取組を推進していきますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

１　**実施期間と実施日**：**令和３年４月～令和４年３月、毎月第二土曜日（年間 12 日）**

２　主体（行政機関・建設業団体）

国土交通省東北地方整備局・北陸地方整備局山形県内７事務所〔※１〕、
農林水産省東北農政局山形県内３事業所〔※２〕、山形県、山形県内市町村、
（一社）山形県建設業協会、（一社）山形県建設産業団体連合会

〔※１〕山形河川国道事務所、酒田河川国道事務所、新庄河川事務所、最上川ダム統合管理事務所
月山ダム管理所、酒田港湾事務所、飯豊山系砂防事務所

〔※２〕赤川農業水利事業所、最上川下流左岸農業水利事業所、
西奥羽土地改良調査管理事務所村山北部支所

３　取組社数・団体数（予定）

（一社）山形県建設業協会　会員２７５社，（一社）山形県建設産業団体連合会　会員８団体

〈発表記者会：山形県政記者クラブ、山形建設業界専門紙〉

お問合せ先		
国土交通省　東北地方整備局	山形河川国道事務所（電話 023-688-8421）	
	工事品質管理官	桐山　久夫（内線 302）
山形県県土整備部建設企画課	建設技術主幹	大津　明弘（電話 023-630-2653）
（一社）山形県建設業協会	事務局長	奈良崎　弘（電話 023-641-0328）

働き方改革　ワーク・ライフ・バランス

魅力ある建設業の実現のため
より良い職場環境づくりが必要です

建設業における休日確保（週休2日相当）の令和6年度からの完全実施を目指し、山形県内の公共工事を一斉にお休みします

皆様のご理解とご協力をお願いします
災害の緊急工事等工程上やむを得ない場合は除きます

令和3年度

週休2日制普及促進DAY

休も公共う工ぜ事!!!





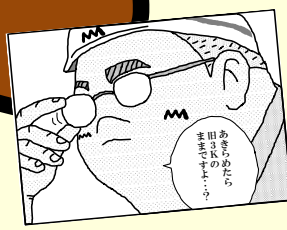

実施期間

令和3年4月から
令和4年3月まで

毎月第二土曜日

4週8休以上の
休日確保を目指します!

新3K **給与・休暇・希望**

国土交通省　東北地方整備局・北陸地方整備局　山形県内7事務所、
農林水産省　東北農政局　山形県内3事業（支）所、山形県、山形県内市町村、
（一社）山形県建設業協会、（一社）山形県建設産業団体連合会